

「愛媛県新型コロナウイルス感染症対策緊急地域雇用維持助成金」及び「愛媛県緊急地域雇用維持助成金」の終了について

県では、新型コロナウイルス感染症の影響に伴う休業等により、愛媛労働局から「雇用調整助成金」又は「緊急雇用安定助成金」の支給決定を受けた県内事業主の方を対象に「愛媛県新型コロナウイルス感染症対策緊急地域雇用維持助成金」及び「愛媛県緊急地域雇用維持助成金」を上乗せ助成することで、雇用の維持・安定を図ってきたところですが、このたびの国の雇用調整助成金等のコロナ特例措置の見直しにあわせ、県上乗せ助成を11月末で終了することとし、県助成金の支給対象となる休業及び申請期限を次のとおり取り扱うこととしますので、お知らせします。

記

【11月末で終了する県上乗せ助成】

- ・愛媛県新型コロナウイルス感染症対策緊急地域雇用維持助成金
- ・愛媛県緊急地域雇用維持助成金

【県への申請書提出期限】

- ①判定基礎期間の初日が令和4年8月31日までの間にある雇用調整助成金等に係る休業分：**令和4年12月28日(水)**
- ②判定基礎期間の初日が令和4年9月1日から令和4年11月30日までの間にある雇用調整助成金等に係る休業分：**令和5年3月3日(金)**

※ 国助成率10分の10で雇用調整助成金等の支給決定を受けたものは、県の上乗せ助成の対象とはなりません。

※ 申請様式等の詳細は県 HP をご確認ください。(「愛媛県 維持助成金」で検索)

【お問合せ】

〒790-8570 松山市一番町4-4-2 愛媛県 経済労働部産業支援局 産業人材課

TEL:089-912-2505 FAX:089-912-2508 メール:sangyoujinzai@pref.ehime.lg.jp